第六条第二項中「第二条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第四項中「第五条第一項及び第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（その写しを含む。）は、次に掲げる書類」を「は、次に掲げる書類（その写しを含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第五条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　第二条第一号及び第二号に掲げる経済連携協定　五年

二　第二条第三号に掲げる経済連携協定　四年

附　則

（施行期日）

1　この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）から施行する。

（発効日の属する年度における関税暫定措置法施行令第十九条の九の規定の適用）

2　発効日の属する年度に限り、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令第十九条の九の規定の適用については、同条中「四十二の項」とあるのは「三十七の項から四十二の項まで」と、「とする」とあるのは「（同表の三十七の項から四十一の項までの下欄に掲げる物品にあつては欧州連合協定の効力発生の日、同表の四十二の項の下欄に掲げる物品にあつては同日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日）とする」とする。

（経過措置）

3　第三条の規定による改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、発効日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で発効日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二中「、エリトリア」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中(182)を(183)とし、(145)から(181)までを(146)から(182)までとし、(144)の次に次のように加える。

(145)　二―フルオロ―三―プロピル［一・二・二・二・三―テルフエニル］―一―カルボニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第四十七号の三を第四十七号の四とし、第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三　三―（ジフルオロメチル）―一―メチル―N―［（三R）―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―一H―インデン―四―イル］―一H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―（ジフルオロメチル）―一―メチル―N―［（三R）―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―一H―インデン―四―イル］―一H―ピラゾール―四―カルボキサミド三％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第百号の十八を第百号の十九とし、第百号の十七を第百号の十八とし、第百号の十六の次に次の一号を加える。

百の十七　メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第百一号の二の次に次の一号を加える。

百一の三　モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第百号の十七及び第百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三